

建設工事等の入札に係る消費税率の取扱いについて

令和元年 10月 1日から、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」といいます。）の引上げが実施される予定ですが、大阪広域水道企業団が発注する建設工事及び測量建設コンサルタント等業務の入札に係る消費税率については、下記のとおり取扱うことといたしましたのでお知らせします。

記

① 新税率（10%）が適用される案件

- （1）令和元年 10月 1日以降、契約締結する案件
- （2）平成 31年 4月 1日から令和元年 9月 30日までの間に契約締結し、引渡し日が令和元年 10月 1日以降となる案件※

※引き渡し日が令和元年 10月 1日以降となる案件で平成 31年 4月 1日以降に旧税率（8%）で契約締結させていた
だいた案件については、新税率（10%）に変更する変更契約手続きを行います。

② 経過措置等により旧税率（8%）が適用される案件

- （1）平成 31年 4月 1日以降に契約締結し、引渡し日が令和元年 9月 30日以前となる案件
- （2）平成 31年 3月 31日以前に契約締結し、引渡し日が令和元年 10月 1日以降となる案件※

※経過措置の適用を受ける案件については、経過措置が適用される旨の書類通知が必要となります。

入札額については、税抜き金額で入札してください。

消費税率の取扱いについては、[国税庁のホームページ](#)をご覧ください。